

十公協第号
令和7年6月日

(案)

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 十日町市地域公共交通活性化協議会
住 所 新潟県十日町市千歳町3丁目3番地
代表者氏名 会長 関口 芳史

地域公共交通計画認定申請書（案）

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

※前回の申請から、新たに記載、もしくは変更した箇所に下線を表示

令和7年6月 日

十日町市公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

公共交通利用者は、人口減少や少子高齢化、モータリゼーションの進展などによって減少傾向にある。また、新型コロナウィルス感染症による行動変容に伴う利用者の減少や、事業者の経営状況の悪化に伴う路線廃止や減便、運転手の高齢化など、公共交通を取り巻く環境は厳しさを増している。

このような中、自動車を運転しない高齢者や高校生などにとって、地域公共交通は重要な移動手段であり、今後も確保していかなければならない。また、高齢化の進行や運転免許証の返納など、今後はさらに公共交通サービスの必要性が高まるものと考えられる。

このため、地域公共交通確保維持事業により、地域内交通（十日町市中心部内及び中山間地域内の移動）の役割を担う地域内フィーダー系統を確保・維持し、地域住民の交通手段の存続を図る必要があり、当協議会は、令和6年2月に、地域公共交通確保維持事業を含む十日町市地域公共交通計画を策定した。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

地域内フィーダー系統である「十日町車庫前＝新水＝菅沼＝後山＝浦佐駅東口＝魚沼基幹病院線」及び「市営バス吉田線」について、以下のとおり目標を設定する。

ア それぞれの系統の利用者数について、前年比100パーセントを上回る。

参考：R5.10～R6.9 の利用者数 魚沼基幹病院線 7,602人
吉田線（R6.3までは鉢線）9,429人

イ それぞれの系統の収支率について、前年比100パーセントを上回る。

参考：R5.10～R6.9 の収支率 魚沼基幹病院線 15.9%
吉田線（R6.3までは鉢線）16.3%

ウ それぞれの系統に係る十日町市の負担額について、前年比100パーセントを下回る。

参考：R5.10～R6.9 の市負担額 魚沼基幹病院線 10,883千円
吉田線（R6.3までは鉢線）8,104千円

（十日町市地域公共交通計画 P16～17、27、45 参照）

(2) 事業の効果

地域内フィーダー系統を維持することにより、地域住民等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、地域間幹線系統と地域内フィーダー系統のネットワークが連携することで、効果的・効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

以下の取組について、交通事業者と十日町市が連携を図りながら実施する。

- ・ 運行内容の見直しや他の公共交通サービスとの乗継ダイヤの調整（交通事業者、十日町市）
- ・ 運行内容の変更等に伴うデジタル公共交通マップの更新（十日町市）

（十日町市地域公共交通計画 P51、53～54、58 参照）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表 1 を添付。

※ 「十日町車庫前＝新水＝菅沼＝後山＝浦佐駅東口＝魚沼基幹病院線」は、南魚沼市内においても運行されているが、南魚沼市民の利用が想定されていないため、南魚沼市の地域公共交通計画において位置づけていない。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

- ・ 「十日町車庫前＝新水＝菅沼＝後山＝浦佐駅東口＝魚沼基幹病院線」について、その運行に係る費用総額 11,083,107 円のうち、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を十日町市が負担する。
- ・ 「市営バス吉田線」について、その運行に係る費用総額 12,851,000 円のうち、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を十日町市が負担する。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

交通事業者・十日町市保有のデータによるモニタリング・評価を実施

7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】

該当なし

8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】

該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】

該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

【地域内フィーダー系統のみ】

表5を添付。

11. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

該当なし

(2) 事業の効果

該当なし

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

該当なし

(2) 事業の効果

該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

(記載例)

- 令和6年2月6日（書面開催）
 - ・ 十日町市地域公共交通計画（案）について
→計画について、承認が得られた。

- 令和7年6月 日（書面開催）
 - ・ 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金（令和8事業年度分）に係る地域公共交通計画認定申請書（案）について
 - ・ 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金（令和8事業年度分）に係る地域公共交通計画認定申請書（案）について
(協議後、結果を記載)

19. 利用者等の意見の反映状況

(協議後、結果を記載)

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 新潟県十日町市千歳町3丁目3番地
 (所 属) 総務部企画政策課
 (氏 名) 綱 翔太
 (電 話) 025-757-3193
 (e-mail) t-kikaku@city.tokamachi.lg.jp

十日町市地域公共交通計画
地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）に関する記載箇所一覧表

1. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
十日町市地域公共交通計画（本編）P46～47
2. 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
十日町市地域公共交通計画（本編）P47
3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
十日町市地域公共交通計画（本編）P51、53～54、58
4. 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法
十日町市地域公共交通計画（本編）P45 十日町市地域公共交通計画（資料編）P65～67

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

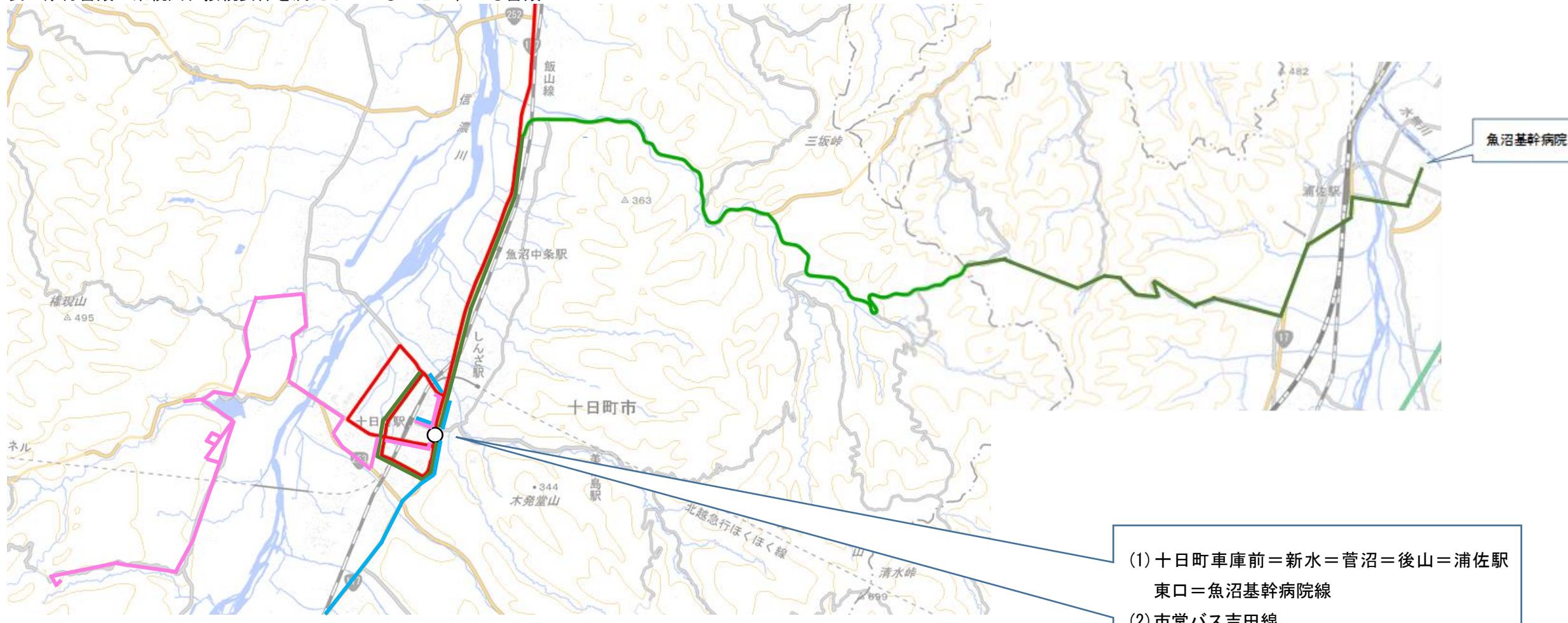
R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
十日町市	南越後観光バス 株式会社	(1) 十日町車庫前＝新 水＝菅沼＝後山＝ 浦佐駅東口＝魚沼 基幹病院線	十日 町車 庫前	十日町 病院	魚沼 基幹 病院	往18.1km 復18.1km	238	952.0回			路線定期運 行	①	「本町3丁目」バス 停で補助対象地 域間幹線系統「長 岡～十日町線」や 「十日町～津南 線」と接続	③
	十日町市	(2) 市営バス吉田線	絵本と 木の 実の 美術 館前	十日町 駅前	クロス テン 十日 町前	往19.0km 復19.0km	238	1190.0回			路線定期運 行	①	「本町3丁目」バス 停で補助対象地 域間幹線系統「長 岡～十日町線」や 「十日町～津南 線」と接続	③
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
- 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
- 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す。
- 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
- 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1添付書類 系統図、接続要件を満たしていることがわかる書類



- (1) 十日町車庫前 = 新水 = 菅沼 = 後山 = 浦佐駅
東口 = 魚沼基幹病院線
(2) 市営バス吉田線
「本町3丁目」バス停で補助対象地域間幹線
系統「長岡～十日町線」や「十日町～津南線」
と接続

凡例	区分	系統名
—	補助対象地域間幹線系統	長岡～十日町線
—	補助対象地域間幹線系統	十日町～津南線
—	地域内フィーダー系統	十日町車庫前 = 新水 = 菅沼 = 後山 = 浦佐駅東口 = 魚沼基幹病院線
—	地域内フィーダー系統	市営バス吉田線

平日型時刻表
※月曜日～金曜日のみ運行(土曜・日曜・祝日及び8/13～16、12/29～1/3は全便運休)

十日町車庫前→後山→魚沼基幹病院					魚沼基幹病院→後山→十日町車庫				
停留所	1	2	3	4	停留所	1	2	3	4
	快速	快速	快速	快速		快速	快速	快速	快速
十日町車庫前	08:05	10:05	13:05	16:05	魚沼基幹病院			11:30	14:40
総合体育館前	08:06	10:06	13:06	16:06	浦佐駅東口	06:45	08:20	11:35	14:45
十日町駅西口入口	08:07	10:07	13:07	16:07	後山	06:58	08:33	11:48	14:58
十日町病院前	08:08	10:08	13:08	16:08	菅沼	07:00	08:35	11:50	15:00
市役所前	08:11	10:11	13:11	16:11	枯木又入口	07:01	08:36	11:51	15:01
本町1丁目	08:12	10:12	13:12	16:12	克雪センター	07:01	08:36	11:51	15:01
高校入口	08:12	10:12	13:12	16:12	新水	07:02	08:37	11:52	15:02
本町3丁目	08:13	10:13	13:13	16:13	下村	07:02	08:37	11:52	15:02
本町4丁目	08:14	10:14	13:14	16:14	飛渡第一小学校前	07:03	08:38	11:53	15:03
本町5丁目	08:15	10:15	13:15	16:15	魚ノ田川入口	07:04	08:39	11:54	15:04
本町6丁目	08:16	10:16	13:16	16:16	焼野	07:05	08:40	11:55	15:05
本町7丁目	08:17	10:17	13:17	16:17	轟	07:06	08:41	11:56	15:06
四日町新田	08:18	10:18	13:18	16:18	轟入口	07:07	08:42	11:57	15:07
四日町	08:18	10:18	13:18	16:18	嘉勝	07:08	08:43	11:58	15:08
尾崎	08:19	10:19	13:19	16:19	本屋敷	07:09	08:44	11:59	15:09
太子堂	08:19	10:19	13:19	16:19	市の沢	07:10	08:45	12:00	15:10
中条中学校前	08:20	10:20	13:20	16:20	北原入口	07:11	08:46	12:01	15:11
中条	08:21	10:21	13:21	16:21	中条病院前	07:12	08:47	12:02	15:12
中条小学校前	08:22	10:22	13:22	16:22	中条新田	07:13	08:48	12:03	15:13
梅沢入口	08:23	10:23	13:23	16:23	梅沢入口	07:14	08:49	12:04	15:14
中条新田	08:24	10:24	13:24	16:24	中条小学校前	07:15	08:50	12:05	15:15
中条病院前	08:24	10:24	13:24	16:24	中条	07:16	08:51	12:06	15:16
北原入口	08:25	10:25	13:25	16:25	中条中学校前	07:17	08:52	12:07	15:17
市の沢	08:26	10:26	13:26	16:26	太子堂	07:18	08:53	12:08	15:18
本屋敷	08:27	10:27	13:27	16:27	尾崎	07:19	08:54	12:09	15:19
嘉勝	08:28	10:28	13:28	16:28	四日町	07:20	08:55	12:10	15:20
轟入口	08:29	10:29	13:29	16:29	四日町新田	07:21	08:56	12:11	15:21
轟	08:29	10:29	13:29	16:29	本町7丁目	07:22	08:57	12:12	15:22
焼野	08:30	10:30	13:30	16:30	本町6丁目	07:23	08:58	12:13	15:23
魚ノ田川入口	08:31	10:31	13:31	16:31	本町5丁目	07:23	08:58	12:13	15:23
飛渡第一小学校前	08:32	10:32	13:32	16:32	本町3丁目	07:24	08:59	12:14	15:24
下村	08:33	10:33	13:33	16:33	本町2丁目	07:25	09:00	12:15	15:25
新水	08:33	10:33	13:33	16:33	高校入口	07:25	09:00	12:15	15:25
克雪センター	08:34	10:34	13:34	16:34	本町1丁目	07:25	09:00	12:15	15:25
枯木又入口	08:35	10:35	13:35	16:35	市役所前	07:26	09:01	12:16	15:26
菅沼	08:37	10:37	13:37	16:37	十日町病院前	07:28	09:03	12:18	15:28
後山	08:39	10:39	13:39	16:39	十日町駅西口入口	07:29	09:04	12:19	15:29
浦佐駅東口	08:53	10:53	13:53	16:55	総合体育館前	07:30	09:05	12:20	15:30
魚沼基幹病院	09:00	11:00	14:00		十日町車庫前	07:35	09:10	12:25	15:35

十日町市営バス

令和7年4月1日現在

吉田線（吉田地区↔市街地）

運行日

月～金曜日

(土・日・祝日、8/13～16、12/29～1/3は運休)

運賃

200円(片道)

1便・2便是高校生などの利用者が多いため、お急ぎでない方は3便以降の利用もご検討ください。

吉田地区

市街地

市街地

吉田地区

【高校生以下】無料 ※降車時に学生証等を提示してください。
【障がい者手帳などの保有者、その介護人】半額

絵本と木の実の美術館前	鉢第二	鉢入山	鉢本村	高島神社前	高島倉庫前	高島	鎧島小学校前	鎧島保育園前	上の山	北鎧坂	見張所前	樽沢	西浅河原	吉田中学校前	小泉	吉田山谷	稻葉	稻葉入口	石橋入口	浅河原	J A吉田支店前	総合高校入口	美雪町	十日町病院前	高田町	本町3丁目	駅通り	十日町駅前	本町5丁目	本町6丁目	クロステン		
1便	7:03	7:04	7:04	7:06	7:10	7:11	7:12	7:13	7:14	7:17	7:19	7:20	7:23	7:25	7:26	7:27	7:28	7:29	7:31	7:33	7:35	7:38	7:40	7:41	7:42	7:44	7:46	7:47	7:48	7:50	7:52	7:52	7:53
2便	9:05	9:06	9:06	9:08	9:12	9:13	9:14	9:15	9:16	9:19	9:21	9:22	9:25	9:27	9:28	9:29	9:30	9:31	9:33	9:35	9:37	9:40	9:42	9:43	9:44	9:46	9:48	9:49	9:50	9:52	9:54	9:54	9:55
3便	12:20	12:21	12:21	12:23	12:27	12:28	12:29	12:30	12:31	12:34	12:36	12:37	12:40	12:42	12:43	12:44	12:45	12:46	12:48	12:50	12:52	12:55	12:57	12:58	12:59	13:01	13:03	13:04	13:05	13:07	13:09	13:09	13:10
4便	14:30	14:31	14:31	14:33	14:37	14:38	14:39	14:40	14:41	14:44	14:46	14:47	14:50	14:52	14:53	14:54	14:55	14:56	14:58	15:00	15:02	15:05	15:07	15:08	15:09	15:11	15:13	15:14	15:15	15:17	15:19	15:19	15:20
5便	16:55	16:56	16:56	16:58	17:02	17:03	17:04	17:05	17:06	17:09	17:11	17:12	17:15	17:17	17:18	17:19	17:20	17:21	17:23	17:25	17:27	17:30	17:32	17:33	17:34	17:36	17:38	17:39	17:40	17:42	17:44	17:44	17:45

クロステン	本町6丁目	本町5丁目	駅通り	十日町駅前	駅通り	本町3丁目	高田町	十日町病院前	美雪町	総合高校入口	J A吉田支店前	浅河原	石橋入口	稻葉	稻葉入口	吉田山谷	小泉	吉田中学校前	西浅河原	樽沢	見張所前	北鎧坂	上の山	高島	高島倉庫前	高島神社前	鉢本村	鉢第二	絵本と木の実の美術館前				
1便	8:05	8:06	8:06	8:08	8:10	8:11	8:12	8:14	8:16	8:17	8:18	8:20	8:23	8:25	8:26	8:28	8:29	8:30	8:31	8:32	◆	8:35	8:37	◆	8:39	8:40	8:41	8:42	8:43	8:47	8:49	8:50	
2便	11:20	11:21	11:21	11:23	11:25	11:26	11:27	11:29	11:31	11:32	11:33	11:35	11:38	11:40	11:41	11:43	11:44	11:45	11:46	11:47	◆	11:50	11:52	◆	11:54	11:55	11:56	11:57	11:58	12:02	12:04	12:05	
3便	13:30	13:31	13:31	13:33	13:35	13:36	13:37	13:39	13:41	13:42	13:43	13:45	13:48	13:50	13:51	13:53	13:54	13:55	13:56	13:57	◆	14:00	14:02	◆	14:04	14:05	14:06	14:07	14:08	14:12	14:14	14:14	14:15
4便	15:55	15:56	15:56	15:58	16:00	16:01	16:02	16:04	16:06	16:07	16:08	16:10	16:13	16:15	16:16	16:18	16:19	16:20	16:21	16:22	◆	16:25	16:27	◆	16:29	16:30	16:31	16:32	16:33	16:37	16:39	16:39	16:40
5便	17:55	17:56	17:56	17:58	18:00	18:01	18:02	18:04	18:06	18:07	18:08	18:10	18:13	18:15	18:16	18:18	18:19	18:20	18:21	18:22	◆	18:25	18:27	◆	18:29	18:30	18:31	18:32	18:33	◆	◆	◆	

◆印は、降車する人がいる場合のみ停車します。

お得な「回数券」があります

・回数券(200円券×11枚綴り) 2,000円

・回数券(100円券×11枚綴り) 1,000円

※回数券はバス車内及び企画政策課企画政策係
で販売しています。

車両のデザイン

「鉢&田島征三 絵本と木の実の美術館」
をイメージしたデザイン



※定期点検(2・5・8・11月頃)や
整備等の際は、上記デザイン
ではない代車で一時的に運行
する場合がありますので、
ご注意ください。



【お問合せ先(事業主体)】十日町市役所企画政策課 電話:025-757-3193

【運行業務】十日町地区タクシー協会 (十日町タクシー株) 電話:025-752-3184) ※4・7・10・1月運行

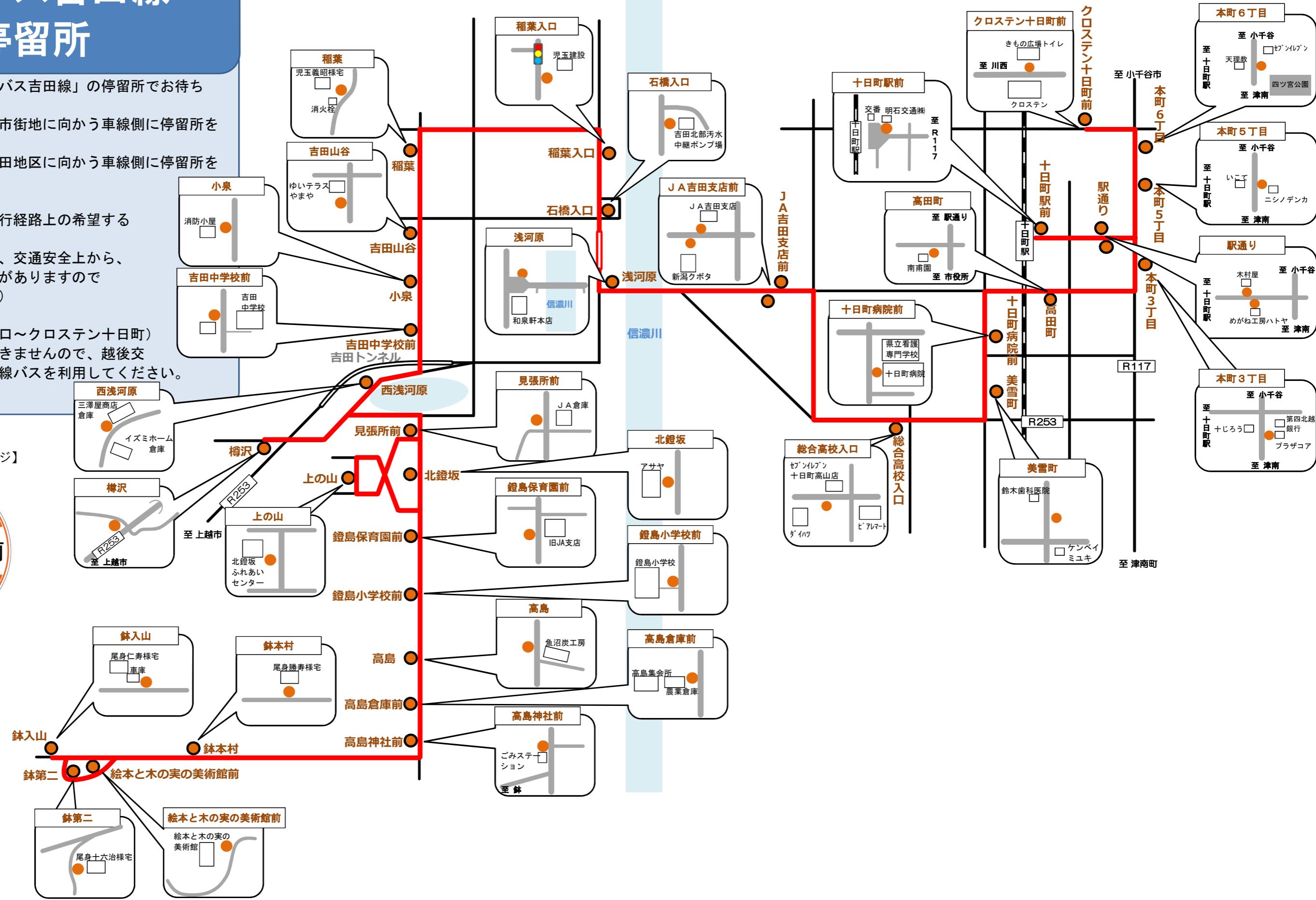
(十日町交通株) 電話:025-752-3146) ※5・8・11・2月運行

(明石交通株) 電話:025-757-3360) ※6・9・12・3月運行

市営バス吉田線 停留所

- 乗車する人は「市営バス吉田線」の停留所でお待ちください。
 - 吉田地区内では、市街地に向かう車線側に停留所を設置しています。
 - 市街地内では、吉田地区に向かう車線側に停留所を設置しています。
- 吉田地区内に限り運行経路上の希望する場所で降車できます。
(希望する場所でも、交通安全上から、停車できない場合がありますのでご了承ください。)
- 市街地（総合高校入口～クロステン十日町）の区間のみの利用はできませんので、越後交通株などが運行する路線バスを利用して下さい。

【バス停留所看板イメージ】



地域内フィーダー系統確保維持事業(路線型)運行便数算出手表

自治体名		十日町市				事業者名		南越後観光バス株式会社						申請番号		1			運行系統名		十日町車庫前=新水=首沼=後山=浦佐駅東口=魚沼基幹病院線						計画実車キロ								
系統キロ程(往路)		18.1 km		系統キロ程(復路)		18.1 km		循環系統の別		循環以外の系統		計画運行日数		238日		計画運行回数		952.0回		実績運行日数		日		実績運行回数		0.0回		34,462.4km							
:土曜 :日曜 :祝日																																			
2025 ~ 2026		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	合計		
4月	曜日		水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	月計	累計	
	計画運行回数	往路		4	4	4		4	4	4	4	4		4	4	4	4	4		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4				
		復路		4	4	4		4	4	4	4	4		4	4	4	4	4		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4				
	実績運行回数	往路																													0	0			
		復路																													0	0			
5月	曜日		金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月計	累計
	計画運行回数	往路		4																											72	628			
		復路		4																											72	628			
	実績運行回数	往路																												0	0				
		復路																												0	0				
6月	曜日		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	月計	累計	
	計画運行回数	往路		4	4	4	4	4																							88	716			
		復路		4	4	4	4	4																							88	716			
	実績運行回数	往路																												0	0				
		復路																												0	0				
7月	曜日		水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	月計	累計
	計画運行回数	往路		4	4	4																									88	804			
		復路		4	4	4																									88	804			
	実績運行回数	往路																												0	0				
		復路																												0	0				
8月	曜日		土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月計	累計	
	計画運行回数	往路																													4	72	876		
		復路																													4	72	876		
	実績運行回数	往路																												0	0	0	0		
		復路																												0	0	0	0		
9月	曜日		火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	月計	累計	
	計画運行回数	往路		4	4	4	4																								76	952			
		復路		4	4	4	4																								76	952			
	実績運行回数	往路																												0	0	0	0		
		復路																												0	0	0	0		

◆地域公共交通計画又は生活交通確保改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)認定申請に使用する際の注意点

1.「申請番号」「運行系統名」「系統キロ程(往路)」「系統キロ程(復路)」の欄については、申請する地域公共交通計画又は生活交通確保改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)に記載されたとおり転載すること。

2.各月については計画回数のみ記載すること。

◆地域公共交通計画又は生活交通確保改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)交付申請に使用する際の注意点

1.「申請番号」「運行系統名」「系統キロ程(往路)」「系統キロ程(復路)」の欄については、認定された地域公共交通計画又は生活交通確保改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)に記載されたとおり転載すること。

2.計画運行回数と実績運行回数が相違している場合、実績運行回数欄の色が黄色で表示される。

地域内フィーダー系統確保維持事業(路線型)運行便数算出手表

自治体名		十日町市			事業者名		日 町 市						申 請 番 号		2		運 行 系 统 名		市営バス吉田線								計画実車キロ										
系統キロ程(往路)		19 km		系統キロ程(復路)		19 km		循環系統の別		循環以外の系統		計画運行日数		238日		計画運行回数		1,190.0回		実績運行日数		日		実績運行回数		0.0回		45,220.0km									
:土曜 :日曜 :祝日																																					
2025 ~ 2026		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	合計				
4月	曜日		水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	月計	累計			
	計画運行回数	往路		5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5						
		復路		5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5						
	実績運行回数	往路																													0	0					
		復路																													0	0					
5月	曜日		金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月計	累計		
	計画運行回数	往路		5						5	5			5	5	5	5			5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	90	785	
		復路		5					5	5			5	5	5	5			5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	90	785		
	実績運行回数	往路																													0	0					
		復路																													0	0					
6月	曜日		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	月計	累計			
	計画運行回数	往路		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	110	895		
		復路		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	110	895			
	実績運行回数	往路																												0	0						
		復路																												0	0						
7月	曜日		水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	月計	累計		
	計画運行回数	往路		5	5	5			5	5	5	5			5	5	5	5	5		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	110	1005			
		復路		5	5	5			5	5	5	5			5	5	5	5	5		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	110	1005			
	実績運行回数	往路																												0	0						
		復路																												0	0						
8月	曜日		土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月計	累計			
	計画運行回数	往路			5	5	5	5	5		5			5		5		5		5		5		5		5		5		5		5	5	5	5	90	1095
		復路			5	5	5	5	5		5			5		5		5		5		5		5		5		5		5		5		5	5	90	1095
	実績運行回数	往路																												0	0						
		復路																												0	0						
9月	曜日		火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	月計	累計			
	計画運行回数	往路		5	5	5	5		5	5	5	5		5		5		5		5		5		5		5		5		5		5	5	5	95	1190	
		復路		5	5	5	5		5	5	5	5		5		5		5		5		5		5		5		5		5		5	5	5	95	1190	
	実績運行回数	往路																												0	0						
		復路																												0	0						

◆地域公共交通計画又は生活交通確保改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)認定申請に使用する際の注意点

1.「申請番号」「運行系統名」「系統キロ程(往路)」「系統キロ程(復路)」の欄については、申請する地域公共交通計画又は生活交通確保改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)に記載されたとおり転載すること。

2.各月については計画回数のみ記載すること。

◆地域公共交通計画又は生活交通確保改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)交付申請に使用する際の注意点

1.「申請番号」「運行系統名」「系統キロ程(往路)」「系統キロ程(復路)」の欄については、認定された地域公共交通計画又は生活交通確保改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)に記載されたとおり転載すること。

2.計画運行回数と実績運行回数が相違している場合、実績運行回数欄の色が黄色で表示される。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	十日町市
-------	------

(単位:人)	
	人口
人口集中地区以外	34,750
交通不便地域等	49,820

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
49,820	全域	過疎地域

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
十日町市地域公共交通計画	令和6年2月6日	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2))(実施要領の2.(1)(11))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

表5 添付書類 人口集中地区以外の地区の区分がわかる地図



凡例 Legend

- | | | |
|-----|--------|-----------------------------------|
| | 人口集中地区 | Densely Inhabited District |
| | 市区町村界 | Boundary of Shi,Ku,Machi and Mura |
| | 新幹線 | Shinkansen |
| | JR線 | Japanese Railways |
| | 私鉄線 | Private Railways |
| 201 | 市区町村番号 | Code for Shi,Ku,Machi and Mura |